

「和田喜代子（わだ きよこ）賞」交付規定

第一章 総 則

（目 的）

第1条 本規定は関西医科大学医学部同窓会14回生（大阪女子高等医学専門学校昭和20年卒業）和田喜代子殿が医学・医療・福祉振興のため寄贈された1億円を基金として学術 研究振興及び優秀論文・優秀著書に対してまた将来有為の人材の育成に資することを目的として交付するために定めた規定である

（財 源）

第2条 本賞の財源としては基金と基金の果実をもってあてる

（交付対象・交付金）

第3条 前条の財源による助成は和田喜代子賞・和田喜代子優秀業績賞（論文または著書）及び和田喜代子奨励賞と称する

2. 和田喜代子賞は 画期的または特色ある研究内容や優れた研究業績をあげている個人または団体を対象として 年間1件100万円を交付する
3. 和田喜代子優秀業績賞（論文または著書）は 世界的に通用している雑誌に採用され かつ研究内容も世界的水準に達している論文または同等の価値を持つ著書を対象として 年間1件100万円を交付する
4. 和田喜代子奨励賞は 関西医科大学（以下本学と略す）助教、病院助教、専修医、特別研修員、特別研究員等として 本学附属病院の診療科に新入局または基礎・社会医学部門の講座に所属することを条件に それぞれ年間1件以内 1件100万円の奨励金を附属病院の診療科または基礎・社会医学部門の講座等を指定し大学または病院への交付する

第二章 交 付 手 続

（交付申込）

第4条 本賞の交付を希望する者は 一般財団法人加多乃会所定の申込書に必要事項を記入し おのおのの必要書類を添えて毎年3月31日迄に一般財団法人加多乃会事務室に提出する

2. 第3条2は 主要論文1編及び関連論文2編以内を必要とする
3. 第3条3は 応募論文または著書1部を必要とする
4. 第3条4は 入局または所属先の責任者の推薦を必要とし診療科または講座ごとにまとめて提出する

第三章 審 査

（審査員の構成）

第5条 審査員は一般財団法人加多乃会代表理事 加多乃会理事会で定めた和田喜代子賞審査員1名 学術担当理事7名 医学部同窓会会長及び関西医科大学学長 以上11名の審査員をもって構成する

(審査会の開催)

第6条 毎年4月に審査会を開催し 応募課題について審査を行う

(審査会の成立)

第7条 審査会は審査員の3分の2以上の出席をもって成立する

(審査会の議長)

第8条 議長は審査会に出席した審査員の過半数の決定により定める

(審査会の議決)

第9条 議決は出席審査員の投票により決定する ただしやむをえない事情により欠席する委員はその欠席理由を明らかにし 郵送による投票をすることができる

第四章 交 付 後 の 管 理

(交付金の使途ならびに研究成果の報告)

第10条 第3条2の交付を受けた者は 研究成果の概要を原則として交付年度の一般財団法人加多乃会が指定する会席上にて報告する 所定の実績報告書は交付翌年の5月末日までに一般財団法人加多乃会事務室に提出しなければならない

2. 第3条3の交付を受けた者は 論文または著書の概要を原則として交付年度の一般財団法人加多乃会が指定する会席上にて報告する 所定の実績報告書は受賞後2カ月以内に一般財団法人加多乃会事務室に提出しなければならない

3. 第3条4の交付を受けた診療科または講座の助教、病院助教、専修医、特別研修員、特別研究員等はその診療科または講座に所属する期間を 受賞年度後5年以上としなければならない ただし 育児・介護等やむをえない事由が生じたときにはその運用を考慮することができる

(交付金・奨励金の返還)

第11条 前条の義務を怠った時は 交付金を返還しなければならない

第五章 そ の 他

(本規定の変更)

第12条 本規定の変更は理事会で理事総数の3分の2以上の承認を得なければならない

付 則 本規定は平成20年2月2日から施行する

一部改正 平成20年12月 6日

一部改正 平成21年12月 5日

一部改正 平成22年 4月 3日

一部改正 平成25年12月 7日

一部改正 平成26年12月 6日

一部改正 平成28年11月 5日

一部改正 令和 4年 4月15日

一部改正 令和 4年12月 3日

一部改正 令和 5年12月 2日